

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高畠町長 高梨 忠博

市町村名 (市町村コード)	高畠町 063819
地域名 (地域内農業集落名)	屋代 (屋代全集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月13日(第1回) 令和6年6月20日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

各集落に担い手はいるが十分ではないため、担い手の育成・確保が必要である。また、集落や地区を超えて耕地を有する経営体もあることから、今後、経営転換やリタイアする農業者が生じた場合には、集落内外の担い手と連携して遊休農地を生みださない取組が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、果樹、野菜等の経営形態が中心であり今後も継続して生産する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,218 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,218 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域とその周辺の農地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため活用可能な土地改良事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
果樹、野菜中心に入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の設置や放置果樹園等の対策に取り組んでいく。
 ②一部の経営体において有機栽培、特別栽培米を栽培し、付加価値を高めるとともに所得の向上を図る。